

〈騒音〉

種別	基準値					
環境基準 平成10年 環境庁告示64号 〔dB以下〕	地域	AA	A及びB	C		
	時間					
	昼(6～22時)	50	55	60		
(道路に面する地域)	地域	A (2車線以上)	B (2車線以上)	C		
	時間					
	昼(6～22時)	60	65			
(幹線道路近接空間)	時間					
	夜(22～6時)	55	60			
種別	基準値					
航空機騒音 環境基準 昭和48年 環告154号 〔dB以下〕	類型区分Ⅰ	57				
	類型区分Ⅱ	62				
種別	基準値					
特定工場 規制基準 昭和47年 宮崎県告示 第645号 〔dB以下〕	区域	1種	2種	3種	4種	
	時間					
	昼(8～19時)	45	55	65	70	
	朝(6～8時) 夕(19～22時)	40	50	60	65	
	夜(22～6時)	40	45	50	55	
種別	基準値					
自動車騒音の 要請限度 平成12年 総理府令第15号 〔dB〕	区域	a・b (1車線)	a (2車線以上)	b (2車線以上)	c (1車線以上)	a・b・c (幹線交通 道路)
	時間					
	昼(6～22時)	65	70	75	75	75
夜(22～6時)	55	65	70	70	70	
種別	基準値					
特定建設作業 騒音規制基準 昭和43年 厚・建告1号 〔dB以下〕	85 (特定建設作業場所の敷地境界)					

〈振動〉

種別	基準値		
特定工場規制 基準 昭和53・54・55年 宮崎県告示 第267・820・1764号 〔dB以下〕	区域	1種	2種
	時間		
	昼(8～19時)	60	65
(道路交通振動の 要請限度)	時間		
	夜(19～8時)	55	60
種別	基準値		
特定建設作業 振動規制基準 昭和51年 総理府令58号 〔dB以下〕	75 (特定建設作業場所の敷地境界)		
(道路交通振動の 要請限度)	区域	1種	2種
	時間		
	昼(8～19時)	65	70
夜(19～8時)	60	65	

〈その他〉

種別	項目	試料の採取等	基準値
浄化槽 法定検査 平成7年 衛浄34号	pH	消毒槽等に入る直 前の処理水	5.8～8.6
	SV ₃₀	活性汚泥方式のばっ 気槽内の混合液(30 分間静置後の沈降 率)	10%以上
			DO
	透視度	消毒槽等に入る直 前の処理水	BODの処理性能 90mg/ℓ以下 7度以上 60mg/ℓ以下 10度以上 30mg/ℓ以下 15度以上 20mg/ℓ以下 20度以上
	残留塩素	放流水	検出されること
	BOD	消毒槽等に入る直 前の処理水	単独処理浄化槽 90mg/ℓ以下 合併処理浄化槽 (放流水の技術上の 基準) 20mg/ℓ以下及び BOD除去率90%以上

〈 令和2年6月発行時 基準改正箇所一覧 〉

頁数	種別	項目	改定内容	
			新基準値 ←	旧基準値
P3	平成5年 環水管21号 (要監視項目) 〔mg/ℓ以下〕	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 (暫定) [*]	(追加項目)
P6	水道水質基準 平成15年 厚生労働省令101号 〔mg/ℓ以下〕	六価クロム化合物	0.02 ←	0.05
P7	水質管理目標 設定項目 平成15年 健発第1010004号 〔mg/ℓ以下〕	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		(追加項目)
		ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について 令和2年3月27日 環水大土発 第2003271号 〔mg/ℓ以下〕	イソキサチオン	(削除) 0.08
		クロルピリホス	(削除) 0.02	
		フェニトロチオン(MEP)	(削除) 0.03	
		キャプタン	(削除) 3	
		クロロタロニル(TPN)	(削除) 0.4	
		テトラコナゾール	(削除) 0.1	
P8	飼料の有害物質の 指導基準 昭和63年 農林水産省 畜産局長通知 63畜B第2050号 〔mg/kg以下〕	イミダクロプリド	粃米	3 ← 5
		エトフェンプロックス	粃米	20 ← 5
P9	農薬	カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	稲発酵粗飼料	5 ← 0.1
		スルホキサフロル	稲わら	4 (追加項目)
		チアメトキサム	稲わら	2 ← 20
		テブフロキン	粃米	3 ← 2
		フェリムゾン	稲発酵粗飼料	5 ← 0.2
		フルピリミン	稲わら	7 (追加項目)
			粃米	9 (追加項目)
		プロベナゾール	稲わら	8 ← 3
		メタアルデヒド	稲わら	0.7 (追加項目)
			稲発酵粗飼料	0.3 (追加項目)
		重金属等	カドミウム	家畜及び家きんに給与される配合飼料
	水銀	家畜及び家きんに給与される配合飼料	0.2 (追加項目)	
	鉛	家畜及び家きんに給与される配合飼料	2 (追加項目)	
かび毒	ゼアラレノン	家畜に給与される配合飼料	0.5 (追加項目)	
	デオキシニバレノール	生後3か月以上の牛に給与される配合飼料	3 (追加項目)	
	フモニシン (B ₁ +B ₂ +B ₃)	家畜及び家きんに給与される配合飼料	4 (追加項目)	
P15	種別		改定内容	
	特定建設作業振動規制基準 昭和51年総理府令58号〔dB以下〕 (道路交通振動の要請限度)		夜(19～8時) ←	夜(22～6時)
	種別	項目	改定内容	
浄化槽 法定検査 平成7年 衛浄34号	SV ₃₀	新試料の採取等 ← 旧試料の採取等 活性汚泥方式のばっ気槽内の混合液(30分間静置後の沈降率) ← ばっ気槽等内の混合液(30分間静置後の沈降率)	新基準値 ←	旧基準値 10%以上 ← 単独処理浄化槽10%以上60%以下 合併処理浄化槽10%以上